

令和 7 年 9 月 29 日に飼養衛生管理基準の一部が改正 されました



飼養衛生管理基準
関係情報 No.2

経緯

表のとおり、近年、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱は毎年発生しています。

(農林水産省 消費・安全局 動物衛生課「家畜衛生をめぐる情勢について 令和7年8月31日時点より」)																	
発生事例数	年(西暦)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
高病原性鳥インフルエンザ		1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	28	66	38	23	35
豚熱		0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	9	4	5	5

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患者届出戸数（疑似患者を含む）。注2：データは2025年6月末時点の集計結果。

特に、令和 6 年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、14 道県で 51 事例の発生が確認され、そのうち 9 事例は過去に発生があった農場での再発、32 事例は農場密集地域での連続発生でした。また、発生農場のうち 17 事例は 20 万羽以上飼養農場でした。

今回の飼養衛生管理基準の一部改正は、令和 6 年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況、疫学調査結果等から、専門家が議論の中で指摘した対策の必要性を踏まえ行われました。

主な改正点

1 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

① 対象家畜にエミューを追加

- ・エミューは、近年、飼養数が増加していること、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに感受性があることから対象家畜に追加。

② 大規模所有者が講ずる措置

- ・農場の分割管理の導入の検討。
- ・監視伝染病の発生に備えた対応計画（農場の防疫措置の実施体制整備、人員、資機材等の準備）の策定。
- ・ウインドウレス鶏舎やその周辺における塵埃対策（令和 8 年 10 月 1 日施行）。

③ 発生リスクの高まりに対する準備(大臣指定地域※の追加措置)

- ・消毒薬の備蓄等の準備（令和 8 年 10 月 1 日施行）。
- ・農場周辺の野鳥の生息等の状況の把握、農場敷地内の野鳥飛来防止対策（令和 8 年 1 月 1 日施行）。

※大臣指定地域：他の地域より発生リスクが高いと考えられる地域で、農林水産大臣が指定。

2 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊

① 分割管理を導入する際の措置

- ・農場を分割して管理することに取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認・指導を受ける。

3 豚、いのしし

① 大規模所有者が講ずる措置

- ・ 監視伝染病の発生に備えた対応計画（農場の防疫措置の実施体制整備、人員、資機材等の準備）の策定。

② 発生リスクの高まりに対する準備（大臣指定地域※の追加措置）

- ・ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置、使用。
- ・ 畜舎外での病原体による汚染防止のため、家畜の畜舎間の移動は、畜舎間通路、消毒済みケージ等を使用。
- ・ 放牧場の給餌場所の防鳥ネットの設置、避難用施設の確保。

③ 分割管理を導入する際の措置

- ・ 農場を分割して管理することに取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認・指導を受ける。

4 非商用農場向け飼養衛生管理基準の設定

- ・ 非商用農場は、一般的な商用農場とは飼養形態が異なる小規模農場で、生産物の出荷がない農場。
- ・ 非商用農場に対する基準は、家畜をペット等として飼養している飼養家畜の感染予防及び疾病の早期発見・早期通報に関する基本的な項目を設定。

5 その他

- ・ 飼養衛生管理基準の確認の煩雑さを解消するため、重複・類似項目を統廃合。

詳しくは、農林水産省 HP [飼養衛生管理基準について:農林水産省](#)をご覧ください。